

第 26 保安検査

第 26 保安検査（法第 14 条の 3 第 1 項・第 2 項）

1 検査

法第 10 条第 4 項の技術上の基準に適合していること。

2 内容

自主検査による、次の資料を確認する。

- (1) 底板の溶接線を試験した結果
- (2) 板厚を測定した記録
- (3) タンク板の経過年数に関する資料
- (4) タンクの沈下量と経年に相応した沈下量を測定した記録
- (5) すみ角部の角度を測定した記録
- (6) 底部の不陸及び凹凸状況を検査した記録